

令和 4 年就業構造基本調査の標本抽出方法

標本抽出方法は、第 1 次抽出単位を令和 2 年国勢調査調査区（以下、「調査区」という。）、第 2 次抽出単位を住戸とし、それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化 2 段抽出法である。

第 1 次抽出では、全国から約 3 万 4000 調査区を抽出し、第 2 次抽出では、約 54 万住戸を抽出する。

調査標本は、この方法により抽出された住戸に居住する 15 歳以上の世帯員全員とする。

1 調査区の抽出（第 1 次抽出）

第 1 次抽出単位である調査区の抽出は以下の手順により行う。

- (1) 標本調査区は、次のものを除く全国の調査区の中から抽出する。
 - i. 山岳・森林・原野地帯等のある区域
 - ii. 刑務所・拘置所等のある区域
 - iii. 自衛隊区域
 - iv. 駐留軍区域
 - v. 水面調査区
- (2) 各調査区について、令和 2 年国勢調査の結果等に基づく特性により、次の 6 層に分類する。
 - 層 1：人口が 0 の調査区
 - 層 2：世帯数が 15 以下の調査区
 - 層 3：学生の寮・寄宿舍のある調査区
 - 層 4：病院・療養所及び社会施設のある調査区
 - 層 5：給与住宅のある調査区
 - 層 6：上記以外の調査区
- (3) 層ごとに、調査区を次の基準により配列する。
 - i. 都道府県
 - ii. 市区町村コード（標本抽出時）
 - iii. 市区町村コード（国勢調査時）
 - iv. 令和 2 年国勢調査調査区番号
- (4) (3)の配列を基に、それぞれ都道府県ごとに全調査区の 15 歳以上人口を累積し、累積した 15 歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出する。

2 住戸の抽出（第 2 次抽出）

第 2 次抽出単位である住戸の抽出は以下の手順により行う。

- (1) 標本調査区ごとに、調査区に含まれる全ての住戸を、「居住者無」、「居住者有」の順に配列する。

- (2) (1)の配列を基に、標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法により住戸を抽出する。
- (3) 抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまで(2)により再度抽出を行う。